

公 示

令和6年度の準特定地域における特例許可を行う個人タクシー事業者の参入枠について

「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて（令和4年3月31日付中国運輸局公示第100号。以下「特例許可公示」という。）」3及び4の規定に基づき、令和6年度の参入枠について、下記のとおり算定したので、特例許可公示5の規定により公示する。

令和6年4月8日

中国運輸局長 益田 浩

記

広島県

広島交通圏	22者
呉市A	11者
福山交通圏	3者

岡山県

岡山市	2者
倉敷交通圏	3者

山口県

宇部市	1者
岩国交通圏	2者
下関市	1者
周南市	4者

申請受付期間

令和6年9月1日から令和6年9月30日まで

なお、特例許可を行わず、参入枠に残余が生じた場合は、特例許可公示3（2）及び4（2）の規定に基づき、翌年度の参入枠に繰り入れることとする。

附 則

1. 本公示は、令和6年4月8日から施行する。
2. 本公示は、令和7年3月31日をもって廃止する。